

- 1 公立保育所の今後のあり方に関する意見について
- 2 子どもの遊び場の今後の運営に関する意見について

令和2年11月13日

郡山市子ども・子育て会議

## 郡山市子ども・子育て会議委員名簿

No.	委員氏名 (敬称略)	役職等	分科会	
			待機児童解消 保育所等の	能力向上の場 体力・運動
1	滝田 良子 (会長)	郡山市子ども子育て支援企業組合 代表理事	—	—
2	平栗 裕治 (副会長)	郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長	○	
3	吾妻 利雄	郡山市認可保育所長会 会長	分科会長	
4	大川原 順一	株式会社ケンオリ 代表取締役会長		分科会長
5	佐藤 一夫	福島県ユニセフ協会 事務局長		○
6	佐藤 広美	NPO法人子育て支援コミュニティプチママン 理事長	○	
7	佐藤 真澄	公募委員		○
8	三瓶 令子	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科 教授	○	
9	隅越 誠	一般社団法人郡山医師会 理事		○
10	遠野 馨	NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島 理事長	○	
11	濱津 真紀子	福島県弁護士会郡山支部 弁護士		○
12	蛭田 さゆり	NPO法人郡山市私立保育園連絡協議会 理事長	○	
13	福内 浩明	福内合名会社 代表社員		○
14	安田 洋子	NPO法人郡山のびのび福祉会 理事長	○	
15	箭内 孝仁	日本労働組合総連合会福島県連合会 郡山地区連合会 事務局長		○
16	山田 祐陽	公益社団法人福島県栄養士会 栄養士		○
17	吉田 みね	公益社団法人福島県看護協会 専務理事	○	
18	大和田 正恵	郡山市小学校長会 会長		○
19	加藤 晴美	郡山市PTA連合会 副会長	○	

任期：令和元年8月28日から令和4年8月27日まで

## 1 公立保育所の今後のあり方に関する意見について

公共施設の質と量の最適化と安全・安心で持続可能な維持管理を実現するため、平成 28 年に郡山市公共施設総合管理計画が策定され、公立保育所については、平成 30 年度から個別の施設について検討を開始することとなっています。

この検討を行う際に考慮すべき事項として、保育所等の待機児童解消に関する分科会において、公立保育所の今後のあり方について協議し、下記のとおりその結果をとりまとめましたので、施設方針を検討する際に考慮されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 郡山市の保育施設の現状について

少子化が進行する中、国の一億総活躍社会の実現に向けた働き方改革や「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進による女性の社会進出の促進などの影響により、保育需要が増加しています。

郡山市においては、この保育需要に応えるため、郡山市ニコニコ子ども・子育てプランに基づき、平成 27 年度から令和元年度までに、民間活力を活用し、保育施設 35 施設、定員 1,676 人分を整備してきました。

一方、市内に 25 か所（定員 1,980 人）ある公立保育所においては、今後も少子化の進行が見込まれることを踏まえ、施設の老朽化が進行していることから、その更新や維持管理を計画的かつ効率的に取り組んでいく必要があります。

#### 2 公立保育所の役割について

行政機関としての公立保育所には、以下の役割があると考えます。

##### (1) 郡山市全体の保育の質の向上

今後も保育の量の確保を計画的に進めるとともに、更なる保育の質の向上に努める必要があります。

民間事業者の中には、新制度スタート後に保育所運営を始め、保育経験の浅い事業者もあり、また、保育の実践や保護者支援に対して具体的な取組事例を必要とすることから、豊かな経験を有する公立保育所において、民間事業者との交流や研修を行うことにより、郡山市全体の保育の質の向上を牽引していく必要があります。

##### (2) 地域における保育サービスの確保

入所児童数が少ない地域においては、民間事業者による施設運営が困難であることから、公立保育所において地域の保育サービスを確保する必要があります。

### (3) 特別な配慮が必要な児童への対応

障がいのある児童や医療的ケアが必要な児童、年々増加傾向にあるいわゆる「気になる子」の保育・教育や保護者支援には、保育士や看護師等の加配及びその保育方法について専門の知識や経験が必要です。

さらに、虐待の疑いがある児童、ひとり親家庭等、特別な支援が必要な家庭への対応については、児童相談所や警察、医療関係者のほか、市他部局等、多くの関係機関との関わりが必要となります。

これら特別な配慮が必要な児童については、行政機関として専門性を持ち、関係機関との連携を図ることができる公立保育所において積極的に対応する必要があります。

### (4) 子育て家庭に対する支援

保育所には、地域の子育て支援の拠点としての役割もあり、特に公立保育所においては、家庭保育を含めた子育て支援のほか、行政機関の窓口として、児童や家庭の状況、子育てに関する市民ニーズを把握し、市の保育施策へ反映させる機能が必要です。

## 3 今後の公立保育所について

公立保育所は、公共施設等総合管理計画個別計画において、民間活力の導入等について検討を行っていくこととなっています。

しかしながら、公立保育所は、「2 公立保育所の役割について」で記載したように、民間事業者による保育施設の運営が困難な地域における保育サービスの確保や特別な配慮が必要な児童への対応等、市民の保育ニーズにきめ細やかに対応する必要があることから、今後、個別の施設についてその方向性を検討する際には、以下の項目について配慮するよう提案します。

### (1) 公立保育所の必要性

「公立保育所の役割」を実践するために、必要な公立保育所を存続させる。

### (2) 公立保育所の配置

民間活力の導入の検討に当たっては、「公立保育所の役割」に留意し、児童数の少ない地域の保育・教育を継続するほか、児童の小学校へのつながりを考慮し、小学校の方部（東西南北中）ごとに保育・教育の中核となる公立保育所を配置する。

### (3) 個別施設方針の検討開始について

個別の公立保育所の方針については、原則として公共施設等総合管理計画個別計画の検討開始年度に検討を開始するが、以下の①から③のいずれかの項目に該当する公立保育所については、公共施設等総合管理計画個別計画の検討開始年度に関わらず、民間活力の導入等について検討を開始する。

①老朽化等により施設の建て替えが必要となった保育所

②4月1日現在の入所率が、3年以上連続して100%を下回った保育所

### ③保育施設の量が過剰と判断された地域にある保育所

ただし、待機児童の解消は最重要施策であることから、幼児教育・保育の無償化等の国の動向などにより今後の待機児童の状況に変化が生じる恐れがある場合や現に待機児童が発生している地域の保育所等、慎重に判断すべき事項がある場合は、個別施設方針の決定を数年遅らせることも必要である。

## 4 子育て支援施策の充実について

今後においても、保育施策に対する市民のニーズは高く、その財源の確保が課題となることが見込まれることから、公立保育所の民間活力の導入等により得られた財源は、保育サービスをはじめとする子育て支援施策の充実のために活用することが望ましい。

## 5 保育・教育に関するビジョンについて

乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる非常に重要な時期であります。

また、保護者の働き方の多様化や特別な配慮を必要とする児童の増加など、子育て家庭を取り巻く環境が変化する中、保育行政に期待される役割は大きくなっています。

今後においても、本市全ての子どもに対する質の高い保育・教育の提供や保護者の多様な保育ニーズへの対応は、市内の全ての保育施設において、積極的に取り組む必要があることから、郡山市公共施設等総合管理計画に基づく施設個別計画に加え、保育・教育に関する本市独自のビジョンを策定するよう提案します。

## 2 子どもの遊び場の今後の運営に関する意見について

東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、子どもたちの屋外活動が制限される中、震災復興事業の一環として、郡山市では「ペップキッズこおりやま」や市内4か所に「子どもの遊び場」を整備し、子どもたちが安心して遊ぶことができる場の提供を行ってきています。

しかしながら、震災後9年が経過し、所期の目的は達成されつつあるものの、今後の施設のあり方や、新型コロナウイルス感染症拡大の中で安心して活動できる場の確保など、新たな課題への対応も検討が必要となっています。

この検討を行う際に考慮すべき事項として、「体力・運動能力向上の場に関する分科会」において、持続可能な子どもの遊び場の施設運営等について協議し、下記のとおりその結果を取りまとめましたので、今後の方針を検討する際に考慮されるようお願いいたします。

### 記

#### 1 遊び場の現状と課題について

##### (1)子どもの肥満と運動不足について

福島県では東日本大震災以降、子どもの肥満の割合が全国平均を上回り、高水準で推移しています。本来、子どもは「遊び場」がなくても自然に遊びながら運動する習慣を身につけるものですが、以前とは子どもを取り巻く環境も変化しており、楽しみながら安全に運動できる環境として、また、子どもや親同士のコミュニケーションの場としても「遊び場」は必要です。

さらに、子どもたちに関わる大人に対して広く運動の必要性、健康への効果を理解してもらうことも重要となります。

##### (2)特性を活かした遊び場の活用について

市内には体を動かすことだけでなく、食べることの楽しさを学ぶことのできる「ペップキッズこおりやま」、スカイデッキを有する「大槻公園子どもの遊び場」、ネットクライミング・ジャンボ滑り台等を有する「八山田こども公園」など5か所の「子どもの遊び場」がありますが、新型コロナウイルス感染症対策を徹底した上で、それぞれの特性について情報発信を行い、幅広い活用を呼び掛けることが重要です。

#### 2 遊び場の新たな活用方法について

##### (1)幼児期の運動について

幼児期の運動（遊び）は、子どもと社会が繋がる初めの一歩であり、幼児期は遊びの中から創造性・協調性が育つ、非常に大切な時期です。

このため、幼稚園や保育所等の職員が体力・運動能力向上や幼児期の運動の大切さについて

学び、それを活かした遊びを提供する必要があります。また、地域での遊びの機会を増やすため、プレイリーダーなどが地域へ出向き、町内会や子供会にレクチャーし、地域みんなで子どもたちを見守るような体制の構築が必要です。

#### (2)子どもの自らの遊びの発見について

子どもが自ら遊びを発見するためには、様々な社会体験が必要です。幼稚園、保育所、学校等では集団活動を通して、また、地域の中では地域住民や高齢者等とのふれあいや交流により、新たな遊びや昔遊びを知る機会を得ることができるきっかけ作りが必要となります。

#### (3)新たな遊びの創出について

子どもの自主性や創造性を育てる新たな遊びの手法の確保や、家庭や地域でもできる遊びの情報発信のため、市内の「子どもの遊び場」に限らず、こおりやま広域圏における他市町村の遊び場施設との相互交流やそれぞれの施設が持つ魅力を SNS 等でアピールするなど、新たな遊びの創出に向けた仕掛けが重要となります。

#### (4)持続可能な施設の運営について

今後も引き続き、魅力ある施設として多くの市民の方に利用いただけるよう、現在ある施設や人的資源などを最大限有効に活用し、有機的な連携のもと活性化を図りながら、持続可能な運営方法を検討していく必要があります。

#### (5)その他

市の子どもの遊び場事業は震災復興事業として国の交付金対象となってきましたが、今後については不透明な状況にあります。

今回の協議にあたり、「遊び場の質を高め、他の施設との差別化を図ったうえで有料化するのであれば、利用者に納得してもらえないのではないか」、「ニコニコこども館等の子育て支援施設が無料であることから有料化は望ましくない」、また、「将来、施設の老朽化に伴い維持管理費用が負担になってくることから、いつかは施設そのものの廃止も検討せざるを得なくなる」といった様々な意見があったことから、今後も継続して、新たな財源の確保も含め、国の財源に依存しない体制を検討していく必要があります。